

株 主 各 位

大阪市天王寺区堂ヶ芝一丁目11番3号

株式会社 デサント

代表取締役社長 石本 雅敏

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2017年2月14日（火曜日）午後5時30分（営業終了時間）までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年2月15日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市天王寺区堂ヶ芝一丁目11番3号
当社大阪オフィス地下1階ホール

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要性が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.descente.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 吸収分割契約承認の件

### 1. 吸収分割を行う理由

当社は、今後の更なる発展に向けて、2020年度に目指す姿「VISION 2020」と新中期経営計画「Compass 2018」を立案し、公表いたしました。このビジョン並びに計画を実現するためには、グローバル本社としての当社が立案する経営戦略、ブランドマネジメントのもとに各事業会社が現地に適応した事業展開を行い、グループ全体の企業価値を最大化する体制が必要であると考えております。このような観点から、現在当社の有するグループ本社機能と日本事業を分離し、当社がグローバル本社としての機能を保有し、デサントジャパン株式会社が日本事業に特化する体制に移行することを目的とするものです。

以上の目的から、当社は、当社の100%子会社であるデサントジャパン株式会社と、デサントジャパン株式会社が2017年4月1日をもって当社の営む日本事業並びにこれに関連する事業に関して有する権利義務を吸収分割の方法により承継すること（以下「本吸収分割」といいます。）に合意し、2016年12月26日付けで吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

本吸収分割に伴い、会社法第795条第1項の規定により、本吸収分割契約のご承認をお願いするものであります。

### 2. 本吸収分割契約の内容の概要

本吸収分割契約の内容は、次のとおりです。

## 吸収分割契約書（写し）

株式会社デサント（以下「甲」という）とデサントジャパン株式会社（以下「乙」という）とは、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割により、甲がその日本事業（以下「本事業」という）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する（以下「本分割」という）。

## 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

### (1) 甲：吸収分割会社

商号：株式会社デサント

住所：大阪市天王寺区堂ヶ芝一丁目11番3号

### (2) 乙：吸収分割承継会社

商号：デサントジャパン株式会社

住所：大阪市天王寺区堂ヶ芝一丁目11番3号

## 第3条（本分割により承継する権利義務に関する事項）

1. 乙が本分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法による。但し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。

## 第4条（本分割に際して交付する金銭等）

乙は、甲が乙の発行済株式の全部を所有していることから、本分割に際して、甲に対し、本分割により承継する権利義務に代わる金銭等の交付を行わない。

## 第5条（乙の資本金等の額に関する事項）

乙は、本分割により資本金及び資本準備金を増加させない。また、その他資本剰余金及びその他利益剰余金は会社計算規則第38条第2項に定める額とする。

## 第6条（本分割の効力発生日）

本分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2017年4月1日とする。但し、分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、別途合意することにより、これを変更することができる。

## 第7条（甲の株主総会）

甲は、2017年2月15日までに株主総会を開催し、本契約及び本分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、株主総会の開催日は分割手続の進行上の必要性その他の事由により、これを変更することができる。

## 第8条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日後においても、乙が承継する本事業に関し、法令によるか否かを問わず、一切の競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙のいずれかの財産状態若しくは経営成績に重大な変動が生じたとき、又は本分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は、速やかに協議し合意の上、本分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、甲の株主総会の決議による本契約の承認又は法令に基づき本分割に必要な関係官庁の承認を得られないときは、その効力を失う。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項その他本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙間で協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2016年12月26日

甲 大阪市天王寺区堂ヶ芝一丁目11番3号  
株式会社デザート  
代表取締役社長 石本 雅敏（印）

乙 大阪市天王寺区堂ヶ芝一丁目11番3号  
デザートジャパン株式会社  
代表取締役社長 三井 久（印）

(別紙)

## 承継権利義務明細表

乙は、本分割により、本分割の効力発生日における甲の本事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約等及びその他の権利義務等を甲から承継する。なお、承継する権利義務等のうち資産及び負債については、2016年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

#### (1) 流動資産

本事業に属する一切の現金及び預金、売上債権、商品及びその他流動資産。

#### (2) 固定資産

本事業に属する一切の有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産（甲が保有する甲の関連会社である株式会社三鷹倉庫、株式会社OSU Health Support Academy及びベンゼネラル株式会社の各株式を含む）。但し、次の各号を除く。

- ① 甲の大阪オフィス（所在地：大阪府大阪市）及び東京オフィス（所在地：東京都豊島区）の土地（敷地）、建物及び当該建物内の資産
- ② 甲の工場及びR&Dセンター（建設予定）の土地（敷地）、建物及び当該建物内の資産
- ③ 甲の寮の土地（敷地）、建物及び当該建物内の資産
- ④ 投資有価証券
- ⑤ 甲の特許権、商標権及び著作権等の知的財産権（出願中のものを含む）
- ⑥ 甲の事業（本事業を含む）に関連するソフトウェア仮勘定
- ⑦ 甲の事業（本事業を含む）に関連する長期前払費用

### 2. 承継する債務

#### (1) 流動負債

本事業に属する一切の流動負債。但し、効力発生日時点で甲が負担する次の各号の負債を除く。

- ① 未払金
- ② 買掛金

#### (2) 固定負債

本事業に属する一切の固定負債。

### 3. 承継する契約上の地位

本事業に関して甲が締結した売買契約、売買基本契約、製造委託基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他一切の契約上の地位及びこれに付随する一切の権利義務。但し、次の権利義務を除く。

- ・上記「1. 承継する資産(2)固定資産」の①号乃至⑦号に該当し乙に承継されない資産に係る契約に基づく契約上の地位及び権利義務

### 4. 承継する雇用契約

効力発生日において甲に在籍する従業員に係る法令上承継可能な労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

### 5. 許認可等

本事業に係る免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。

以 上

### 3. 会社法施行規則第183条に掲げる事項の内容について

- (1) 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項  
(分割対価の相当性)

当社は、吸収分割承継会社であるデサントジャパン株式会社の発行済株式の全部を所有していることから、デサントジャパン株式会社は分割対価として株式その他の金銭等の交付は行いません。また、本吸収分割によりデサントジャパン株式会社において資本金及び準備金の額は変動しません。

- (2) 会社法第758条第8号又は会社法第760条第7号に掲げる事項  
該当事項はありません。

- (3) 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（新株予約権の交付及び割当て）  
該当事項はありません。

(4) デサントジャパン株式会社の成立の日における貸借対照表の内容  
 デサントジャパン株式会社  
 貸借対照表 (2016年9月12日現在)

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額 | 科 目           | 金 額 |
|-------------|-----|---------------|-----|
| 資 産 の 部     |     | 負 債 の 部       | —   |
| 流 動 資 産     | 90  | 純 資 産 の 部     |     |
| 現 金 及 び 預 金 | 90  | 資 本 金         | 90  |
| 資 産 合 計     | 90  | 負 債 純 資 産 合 計 | 90  |

- (5) デサントジャパン株式会社の会社成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
 該当事項はありません。
- (6) 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
 該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

グループ組織再編に伴い、事業目的に持株会社として経営管理などを追加するとともに、委任型の執行役員制を新設するものであります。なお、本定款変更は、吸収分割の効力発生を条件として、本吸収分割の効力発生日（2017年4月1日予定）に効力が生じるものとします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（目的）<br/>第2条<br/>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 繊維製品、皮革製品、装粧品、紙製品、美術工芸品、一般雑貨、化成品その他各種スポーツ用品およびこれらに関連するものの製造、加工、販売ならびに輸出入<br/>（以下省略）</p> | <p>（目的）<br/>第2条<br/>当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、ならびに当該各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>1. 繊維製品、皮革製品、装粧品、紙製品、美術工芸品、一般雑貨、化成品その他各種スポーツ用品およびこれらに関連するものの製造、加工、販売ならびに輸出入<br/>（現行どおり）</p> |
| <p>（議長）<br/>第15条<br/>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br/>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>                           | <p>（議長）<br/>第15条<br/>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br/>取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>                                                                                                            |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条<br/>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。<br/>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。<br/>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副会長各1名および取締役副社長、<u>専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条<br/>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。<br/>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。<br/>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副会長および<u>取締役副社長各1名</u>を選定することができる。</p>                       |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                | <p>(執行役員)</p> <p>第29条<br/>当社は、取締役会の決議によって、<u>執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。</u><br/>当社は、取締役会の決議によって、<u>専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。執行役員に関する事項については、この定款に定めるもののほか取締役会の定める執行役員規程による。</u></p> |
| <p>第29条～第43条<br/>(省略)</p>                                                                                                                                                                  | <p>(条数繰り下げ)</p> <p>第30条～第44条<br/>(現行どおり)</p>                                                                                                                                                     |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                | <p>附則第1条<br/>第2条、第15条および第23条の変更、<u>第29条の新設ならびにこれに伴う条数の変更は、2017年4月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は、当該変更の効力発生をもって自動的に削除されるものとする。</u></p>                                                                |

以 上



## 株主総会会場のご案内



(お願い) 誠に申し訳ございませんが、会場には駐車場設備がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。